

## 政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和4年10月14日(金) 16:00~16:20

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

### 3 出席者

#### (1) 出席議員

座長 田中 徳一郎

委員 藤代 ゆうや、新堀 史明、田中 信次、栄居 学、脇 礼子、  
谷口 かずふみ、君嶋 ちか子、京島 けいこ、池田 東一郎

#### (2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明、  
管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一、  
議事課長 井上 実、政策調査課長 大河原 邦治

### 4 議題

政務活動費のあり方の検討について

### 5 会議記録

#### (田中(徳)座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおり、「政務活動費のあり方の検討について」であります。

前回、9月26日の当連絡会において、検討事項について、決定したところでございます。そこで、本日は、その検討事項について、協議いたしたいと思っております。

お手元に検討事項に係る他都道府県議会の状況、現行の取扱い等についての資料を配付いたしております。

このことについて、議会局に説明させます。

#### (経理課長)

それでは、ご説明させていただきます。

はじめに、資料1をご覧ください。

「検討事項に係る他都道府県議会の状況」についてでございます。

まず、「1 領収書その他の証拠書類の事前確認」についてでございますが、事前確認を実施しているのは、本県議会を除く46議会中39議会でございます。

そうした中で、「(1) 証拠書類等の提示時期」でございますが、毎月が4議会、3か月ごとが18議会、4か月ごとが3議会、半年ごとが5議会、年1回が4議会などとなっております。

次に、「(2) 事前確認の主な内容」ですが、他議会の例といたしまして、「主として『会計帳簿や領収書等が整備されているか』及び『用途が政務活動に充てることができる経費の範囲(政務活動に要する経費)に適合しているか』等について確認する。」などを挙げております。

次に、「(3) 事前確認の実施の根拠」でございますが、条例が2議会、条例施行規程が2議会、「指針・手引・マニュアル等」が19議会、その他、これは、「通知、依頼、申合せ、慣例等」でございますが、16議会となっております。

2ページをご覧ください。

「2 公開する書類のPDF化の手法等」についてでございます。

本県議会を除く46都道府県議会中、ホームページ公開を行っているのは、記載の22議会でございます。

そうした中で、「(1) 証拠書類等の枚数と従事職員」でございますが、各議会において、このデータを公表していないため、都府県名は記載しておりませんが、書類の枚数の少ない順に、1番から22番まで番号を付しております。

書類の枚数については、一番少ない議会が2,640枚、一番多い議会が35,000枚となっております。議会によって差が大きい状況でございます。

これは、議員数の違いや政務活動費の交付額の違い、支出伝票への添付書類の枚数の違いなどによるものと考えられます。

このうち、本県と人口、議員数等の規模が近いのは、16番、20番、21番、22番でございます。

次に、従事職員数につきましては、資料に記載のとおり、議会ごとに大きく状況が異なっております。

次に、「(2) PDF化の作業手法」でございますが、22議会がすべて、職員による作業により行っておりまして、外部への委託を行っている議会はありません。

3ページをご覧ください。

「3 ホームページ公開の実施時期等」の「(1) ホームページへの掲載時期」ですが、7月から10月まで、記載のような議会数となっております。

矢印の右側の表をご覧くださいまして、このうち、紙による閲覧開始日との関係ですが、この紙による閲覧開始日と同日にホームページに掲載しているのが16議会、閲覧開始日から30日から2月まで時期を遅らせて掲載しているのが合計で4議会、定めはなく準備が整い次第掲載しているのが2議会となっております。

この資料の最後となりますが、「(3) ホームページ公開の実施の根拠」ですが、条例が7議会、条例施行規程が1議会、「指針・手引・マニュアル等」が10議会、根拠規定等なしが4議会となっております。

続いて、資料2をご覧ください。

「政務活動費のあり方の検討事項(令和4年度)」についてでございます。

資料に記載した表、真ん中の列に、本県議会における現行の取扱い、現状等を記載しております。

まず、「1 領収書その他の証拠書類の事前確認」の「(1) 証拠書類等の提示時期」でございますが、資料に記載のようなサイクルで、基本3か月ごとに書類をご提示いただいております。

次に、「(2) 事前確認の主な内容」でございますが、「主として「使途が政務活動費に充てることができる経費の範囲(政務活動に要する経費)に適合しているか」及び「添付書類の不足はないか」等について確認することとしておりまして、事前確認の結果、修正、書類の追加が必要な場合は、修正等を行い、再提示していただいております。

また、事前確認後には、確認済みの表示をしてお返ししております。

次に、「(3) 事前確認の実施の根拠」ですが、現状は、令和2年12月7日の団長会決定により、確認済みの表示など、新たなしくみによる事前確認を試行しております。

次に、「2 公開する書類のPDF化の手法等」についてでございますが、まず、証拠書類等の枚数については、令和3年度交付分で約44,000枚でございます。

従事職員数については、専任の常勤職員が3名、専任の会計年度任用職員、これはいわゆる非常勤職員でございますが、2名でございます。

この非常勤職員2名のうち、通年雇用が1名、年間で約7か月の雇用が1名でございます。

次に、「PDF化の作業手法」でございますが、現在、議会局において、作業のシミュレーション等を行っており、検討しているところでございます。

「3 ホームページ公開の実施時期等」の「(1) ホームページ公開の実施時期」ですが、「令和6年度(令和5年度交付分)までにはホームページ上での公開を実施する」ということが決定しております。

「(2) ホームページへの掲載時期」ですが、本県議会はまだ証拠書類等の写しのホームページ公開をしておりませんので、参考として、①収支報告書、②会計帳簿及び証拠書類の写しの、紙による閲覧開始日を記載しております。

最後に、「(3) ホームページ公開の実施の根拠」でございますが、条例施行規程の第8条では、「議長は、政務活動費の指針、会派及び議員に係る政務活動費の収入及び支出その他政務活動費に関する情報について、ホームページへの掲載その他の議長が適当と認める方法により、提供するものとする。」と規定されているところであります。

現行の取扱いとしては、この条項に基づき、収支報告書の内容を一表にまとめた「政務活動費収支報告書一覧表」及び「政務活動費の指針」をホームページに掲載して公開しております。

私からの説明は、以上でございます。

#### (田中(徳)座長)

それでは、ただ今の説明について、ご質問等がありましたらどうぞ。

#### (新堀委員)

議会局から説明があった件について、何点かお伺いしたいと思います。

まず、事前確認についてです。

この新たな仕組みによる事前確認が、令和3年度から試行が開始され、1年半が経過していますが、現状振り返ってみてどのような状況なのか教えていただきたいと思っております。

#### (経理課長)

概ね順調に進行している状況でございます。

一部に事前確認未実施の書類が議長提出されたということが見受けられますけれども、確実に事前確認に出していただくことで、政務活動費の適正かつ円滑な運用に資することができると考えております。

#### (新堀委員)

概ね順調ということで、それで進めていただきたいと思います。

この事前確認について、他議会の状況の説明もありましたが、条例や条例施行規程に規定しているところもあるようでございますが、そういったところは指針や手引にもこれは記載しているのか、確認させてください。

**(経理課長)**

条例や条例施行規程に規定している議会におきましても、その運用方法等につきましては、指針や手引に記載しているという状況でございます。

**(新堀委員)**

ありがとうございます。

それでは、証拠書類の枚数についてです。

本県議会は、先ほどの説明のとおり他の議会と比べて非常に枚数が多い状況が確認できたと思いますが、そういった中で、非公開情報の漏洩があってはならないことだと思っております。

そのために、マスキング等の確実な実施について、これが重要になると思いますが、その辺はどのように考えているか、確認したいと思います。

**(経理課長)**

領収書や明細書等の証拠書類には、多岐にわたる非公開情報、これは例えば、個人の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、銀行名、口座番号、政務活動費以外の引落し額、口座の残額、もっと申し上げれば、クレジットカード名、クレジットカード番号、クレジットの取扱限度額等々といろいろな個人情報が含まれております。

これらについて誤って秘匿せずにホームページに掲載してはならないと考えておりますので、チェックの回数を増やすなど、慎重かつ確実な対応をしてきたいと考えております。

**(新堀委員)**

まさに、そこは是非慎重に取り扱わなければならないと思っております。

その中でPDF化の手法について、他議会では全て職員でという説明がありましたが、本県の議会局ではどのようにしようと考えているのか。

例えば、外部委託のようなことも含めて検討しているのか、伺いたいと思います。

**(経理課長)**

仮に外部委託をした場合ですが、委託業者による作業期間をある程度取らなければならないということで、職員によるマスキング作業が今でもタイトですが、これが更にタイトになってしまうことになります。

また、PDFデータの差替や修正に迅速に対応できるということも考えて、職員の作業により実施するほうが良いのではと考えています。

**(新堀委員)**

他議会の状況を見ても全て職員による作業というところは、そういった理由なのでは、と今聞いて分かったところですが、では、事務処理のための新たな予算について計上する必要があるのか、確認したいと思います。

**(経理課長)**

今、PDF化を職員が行う作業手順などを改めて確認、精査していますが、そういった中で事務用機器をもっと性能の良いものを入れる必要があるかなど、そういった必要性があれば、その予算を確保していきたいと考えています。

**(新堀委員)**

従事職員数ですが、本県議会の書類の枚数の多さを考えますと、他議会の職員数に比べて少ないように思いますが、現在の職員数で対応できるのか伺います。

**(経理課長)**

やはり誤って非公開情報の掲載が無いよう、これまで以上にマスキングのチェックが必要なこと、書類のPDF化という新たな作業が生じることなどから、現状の職員数では厳しいと考えております。

業務量を精査したうえで、必要な職員数を確保していきたいと考えております。

**(新堀委員)**

ホームページへの掲載時期ですが、書類の枚数が他議会に比べて非常に多いですが、紙による閲覧と同日で大丈夫なのか、その辺も併せて伺いたいと思います。

**(経理課長)**

大量の書類のPDF化など、初めて行う作業であるため、ホームページへの掲載時期につきましても、初めは余裕を持って設定していただけると有り難いと議会局としては考えています。

そうした中で、何回か、何年か経験して、作業が軌道に乗れば、掲載時期を早めることも可能かもしれないと考えております。

**(新堀委員)**

分かりました。

最後に、ホームページ公開の実施の根拠ですが、現行の条例施行規程第8条の規定を根拠とすることも可能なかどうか伺います。

**(経理課長)**

これは可能であると考えております。その場合の、ホームページへの掲載開始日など、運用については、「政務活動費の指針」に記載することになると考えております。

**(新堀委員)**

ありがとうございました。

概ね理解できたところであります。

改めて課題も浮き彫りになったところでもありますので、これをしっかり、我が会派としても各検討項目について検討していきたいと思っております。

**(谷口委員)**

自民党からマスキングやPDF化に伴う人員増強という話もありましたが、私も賛成でありまして、さらに加えて、ネット公開になった場合に、問い合わせも増えてくると思うので、そういった意味でも問い合わせにスムーズに対応できる人員の確保も是非お願いしたい。

併せて、マスキングについては、ミスがあってはならないものであり、一定程度のノウハウが必要になってくると思うので、ただ単に人がいれば良いというものではないと思っております。

そうしたことも視野に入れて、きちんと訓練をしていただくなども是非お願いしたいと思えます。

**(経理課長)**

今、谷口委員がおっしゃったまさにそのとおりだと思います。

問い合わせ対応やそれ以外にも今まで無かったような業務が生じるということが想定されるので、今後、新たに生じる業務を精査し、また、業務に習熟した職員で対応していけるような体制を整備していく必要があると考えておりますので、そのような体制にしていければと考えております。

**(谷口委員)**

予算確保も含め是非ともお願いします。

**(田中(徳)座長)**

他に、ご質問等はないでしょうか。

(なし)

それでは、次回連絡会では、各検討事項の方向性について、各会派のお考えを伺いたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございますが、この際、何かございますでしょうか。

(なし)

特に無いようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、11月18日金曜日、午後、各会派団会議終了後に開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思えますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を終了いたします。

ありがとうございました。